

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかる契約締結請求は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

令和7年1月31日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

大井町線沿線街づくり推進支援業務委託

(2) 業務の目的

東急大井町線は、区の都市整備方針において広域生活・文化拠点の一つに位置付けている二子玉川駅周辺地区と地域生活拠点の等々力駅・尾山台駅周辺及び自由が丘駅周辺を結ぶ、地域にとって欠かせない路線となっている。しかしながら、鉄道による街の分断や交通渋滞の発生、ホーム延長が不足している駅があるなど、玉川地域において、長年の課題にもなっている。また、当路線は、平成16年に東京都が策定した踏切対策基本方針において、大井町線（緑が丘駅～等々力駅付近（自由が丘駅付近））が、東横線（都立大学～田園調布駅付近（自由が丘駅付近））とともに鉄道立体化の検討対象区間に位置付けられ、開かずの踏切が存在していることから、計画的な踏切対策が求められている。これらの街の課題解決に向けて、区民・事業者・町会・商店街・大学・関係機関などと協働による持続可能な街づくりを進めていく必要がある。

本業務委託では、地元の地縁団体で構成する大井町線街づくり連絡会の活動支援及び沿線街づくり基本方針の策定に向けた支援を目的とする。

(3) 対象区域

東急大井町線沿線（九品仏駅付近～上野毛駅付近）の半径500m

(4) 業務内容

①大井町線街づくり連絡会活動支援

大井町線街づくり連絡会が開催する勉強会（1回程度）の支援（活動提案及び資料作成等）及び、勉強会開催に向けた会議体への資料作成（役員会1回程度）、大井町線街づくり連絡会が発行する街づくりニュース（2回程度）の作成を行う。

②大井町線沿線（九品仏駅付近～上野毛駅付近）の現況と課題整理

世田谷区土地利用現況調査及び世田谷区統計書、過去の調査委託報告書等を用い、あわせて、対象区域の現地調査を実施し、地区の概要及び現状把握、地形や現在の土地利用等の分析を行い、沿線の課題を整理する。

ア 広域的条件調査（都市機能都市構造調査、広域交通ネットワーク）

イ 現況調査（世田谷区及び玉川地域、対象区域の人口、世帯数、人口将来推計）

ウ 周辺市街地現況調査（土地利用現況調査、公共・公益施設）

エ 街路整備状況調査（踏切交通量調査、都市計画道路・主要生活道路の計画及び現況）

- オ 地区のモビリティ現況（主要生活道路、交通規制、公共交通ネットワーク、自転車利用状況等）
- カ 主な拠点施設、商業分布、民間開発動向
- キ 鉄道状況調査（鉄道立体化の必要性整理）
- ク 現況の問題点整理（現況の課題整理）
- ケ その他、必要となる調査
- ③（仮称）大井町線沿線街づくり基本方針（素案）の作成
 - 上記①、②の検討、整理を踏まえ、また、近年の社会情勢や都市政策動向を考慮して、沿線まちづくりの基本的考え方を検討した上で、地区の将来像（イメージ）を作成し素案としてとりまとめる。素案は本編及び概要版を作成、地区住民が理解しやすい表現及び手に取りやすい体裁とする。
 - ア 将来沿線まちづくりの基本的考え方の検討
 - イ 地区の将来像の素案作成
 - ウ 地区住民向け資料の作成
- ④その他関係者との協議等の資料作成
 - 上記記載の資料以外で関係者との協議に必要な資料作成
- (5) 履行期限
 - 契約締結の日から令和9年3月12日まで
 - ※本委託契約は単年度毎に行う。
 - ※令和7年度の履行期間は令和8年3月13日までとする。
 - ※令和8年度の業務については、関係機関等との調整や本事業の予算配当及び令和7年度の履行状況により実施しない場合がある。

2 参加資格要件

- 本プロポーザルに参加できる者は、（１）から（７）の要件を満たす単独法人または（８）の要件を満たす複数法人による共同企業体（以下「ＪＶ」）とする。なお、ＪＶを構成する者の名称は、代表構成員、構成員とする。
- (1) 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
 - (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
 - (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
 - (5) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと
 - (6) 平成27年度以降、本業務と同種または類似業務を行った実績を有すること
 - 【同種業務】
 - ・東京都内又は政令指定都市において、官公庁が発注する鉄道立体化に関連したまちづくり推進に関する業務（方法・手段の検討含む）
 - 【類似業務】
 - ・東京都内又は政令指定都市において、官公庁が発注する鉄道立体化に関連した交通結節点整備推進に関する業務（方法・手段の検討含む）
 - (7) 大井町線沿線街づくり推進支援業務委託プロポーザル業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

【審査委員会の構成員】

委員長 玉川総合支所長 羽川 隆太

委員 玉川総合支所地域振興課長 玉野 美香子

玉川総合支所街づくり課長 倉地 浩輔

道路・交通計画部交通政策課長 村田 義人

(8) J Vで参加表明する場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと

①代表構成員が(1)から(7)の要件を満たしていること

②構成員が(1)から(5)及び(7)の要件を満たしていること

③代表構成員が、本業務全体の統括を担う能力を有すること

※単独法人として参加表明書を提出した後は、新たに代表構成員や構成員として J Vを組成して参加表明書を提出することはできない

※J Vとして参加表明書を提出した後は、新たにJ Vの構成員を追加することや、単独法人として応募することはできない

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 基本事項(提出書類の適正)

(2) 技術者実績等(技術者資格、実務実績、担当効果)

(3) 業務実施体制(実施体制の妥当性)

(4) 特定テーマに対する提案(課題認識の的確性、説得力、実現性、創意工夫等)

(5) 業務実施方針(業務内容の理解、工程計画との整合性)

(6) 資料作成能力(わかりやすさ、見やすさ)

(7) ヒアリング(専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力)

(8) 参考見積の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒158-8503

東京都世田谷区等々力三丁目4番1号

世田谷区玉川総合支所街づくり課(担当:高橋、鶴野、中杉)

電話 03-3702-2179 ファクシミリ 03-3702-0942

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間:令和7年1月31日(金)から令和7年2月14日(金)まで

②交付場所及び方法:

ア 世田谷区ホームページ(玉川総合支所街づくり課 ページID 22529)よりダウンロード

イ 玉川総合支所街づくり課窓口配布

(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時を除く))

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

①期 限：令和7年2月14日（金）午後5時まで（必着）

②提 出 先：5（1）の担当部課あて

③提出方法：別途指定する様式に、事業社名、所在地、連絡先、担当課、担当者名及び国または地方公共団体への実績を明記のうえ、持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

①期 限：令和7年3月17日（月）午後5時まで

②提 出 先：5（1）の担当部課に同じ

③提出方法：持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有「大井町線沿線街づくり及び駅前広場等基盤整備の検討」

(5) 契約等について

①審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

②本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

(6) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

参加表明書及び提案書の作成、提出及びヒアリング等に関わる費用は、参加者の負担とする。

(7) 記載内容の変更について

参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了解を得なければならない。

(8) 提案者の失格について

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。

(9) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

①提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。

②区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。